

■ 4条1項11号

不服 2024-006720

＜本願商標＞

「スーパーナブラ」（標準文字）

第41類「電子出版物の提供，書籍の制作，インターネットを利用して行う映像の提供」

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

ナブラ
引用商標：nabula

第41類「電子書籍の提供，その他の電子出版物の提供，電子書籍の制作，インターネットを利用して行う映像の提供，インターネットを利用して行う音楽の提供，インターネット・携帯電話を含む通信回線を用いて行う音楽・音声・画像・動画の提供及びこれに関する情報の提供」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「スーパーナブラ」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同書、同大に表され、外観上、全体がまとまりよく一体的に表されたものと看取、把握されるものであり、その「スーパーナブラ」の称呼も、無理なく一連に称呼し得るものである。

そして、本願商標の構成中、「スーパー」の文字が、「「超・・・」「上の」「より優れた」の意。」（「広辞苑第七版」岩波書店）の意味を有する語であって、品質を表示させる語として使用される場合があるとしても、本願商標である「スーパーナブラ」の構成にあつては、「スーパー」の文字が本願の指定役務の取引者、需要者をして、役務の質を直接的に表示するものとして理解されるというべき事情は発見できないから、本願商標の構成全体をもって一体不可分のものと認識し把握されるとみるのが自然である。

その他、本願商標の構成中「ナブラ」の文字部分が取引者、需要者に対し役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものとみるべき特段の事情も見いだせない。

したがって、本願商標から「ナブラ」の文字部分を分離、抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するものとして、本願商標を商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**スーパーナブラ**」は、本願商標の構成全体をもって一体不可分のものと認識し把握されるとみるのが自然であり、本願商標の構成中「ナブラ」の文字部分が取引者、需要者に対し役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものとみるべき特段の事情も見いだせないから、「ナブラ」の文字部分を分離、抽出し、この部分だけを引用商標と比較して、本願商標と引用商標の類否を判断することは許されないというべきであるとして、引用商標「**ナブラ** \ n a b u l a」とは非類似と判断されました。

審決にもあるように、「スーパー」の文字は、「より優れた」等の意味を有する語として、我が国では広く知られているといえます。そして、原則的な考え方では、この「スーパー」の語は、商品や役務の品質・質等を表わす語として、識別力が弱いとされるのが一般的です。特許庁の「商標審査基準」では、結合商標の類否判断における類似例の一つとして、昔から「スーパーライオン」と「ライオン」が挙げられており、商標実務家であれば、誰もが一度は目にすることがあるといっても過言ではないでしょう。

したがって、このような原則的な考え方に基づけば、本願商標「**スーパーナブラ**」と引用商標「**ナブラ** \ n a b u l a」についても、類似の商標であると判断されそうなものですが、本審決では、『本願商標である「スーパーナブラ」の構成にあっては、「スーパー」の文字が本願の指定役務の取引者、需要者をして、役務の質を直接的に表示するものとして理解されるというべき事情は発見できないから、本願商標の構成全体をもって一体不可分のものと認識し把握されるとみるのが自然である』との理由で、結果的に両商標は非類似と判断されています。

個人的には、その理由がよくわかりません。「ナブラ」には、「ベクトル解析における演算子 ∇」や「大型の肉食魚に追われた小魚が海面に追い詰められ、逃げ惑う状態」といった

意味合いがあるようですが、これらは専門的な語であり、一般的には知られていないと思われます。そうすると、本願商標「スーパーナブラ」の「ナブラ」の部分は、より造語的な語として理解・認識され、強く支配的な印象を与える気がしますが、皆様はどうお考えでしょうか。

なお、本審決の約1か月後にも、「スーパーフォレスト」と「FOREST」等が、同様の理由付けによって非類似と判断された審決（不服 2025-002620）が出されています。

また、少し前の審決となりますが、「Superegg」と「EGG」が非類似と判断された事件（不服 2021-009167）や、「スーパーフラット」と「フラット」が非類似と判断された事件（不服 2020-002404）などもあります。

これらの最近の審決の傾向だけを見ると、「○○○」と「スーパー○○○」の商標は非類似と判断されるのではないかという気がしてきますが、たとえ「スーパー○○○」に商標登録が認められたとしても、先行する「○○○」の商標権者との間で生じるかもしれない将来的なトラブルのリスクを踏まえますと、個人的には、早い時点でこのような商標の採用は控えた方が無難であるように思います。

（弁理士 永露 祥生）
＜2025年9月15日＞